令和５年度　キャッシュレス決済機能付セミセルフレジ導入仕様書

１.　業務の名称

　 令和５年度　戸籍住民票等証明発行事業

キャッシュレス決済機能付セミセルフレジ導入

２.　業務の目的

　　 　本市の住民票・戸籍証明等を発行する際の手数料は現金での支払いに限られており、支払い方法の多様化に対応できていない。そのため、デジタル化による市民サービスの向上、非接触による感染症の予防対策のためキャッシュレス決済機能付セミセルフレジを導入する。

３.　納入期限

　　 　キャッシュレス決済端末、自動釣銭機付きＰＯＳレジ端末等必要機器の納入設置期限

令和５年８月31日まで（初期設定を含む）

なお、窓口への設置スケジュールについては、当市と受託者と協議の上、決定する。

４.　履行場所及び設置台数

伊豆の国市役所　市民課（長岡庁舎）１台

５． 購入機器及び初期設定費用等

　　 購入機器は当市の買い取りとし、見積額にはこれらの費用を含めること。

　　 ＊本業務で導入する機器は、キャッシュレス決済端末、ＰＯＳレジ機能、自動釣銭機、レシートプリンタ及びその使用に必要な機器とする。

　　（１）キャッシュレス決済機器の導入

　　　①キャッシュレス決済端末

　　　・クレジットカード決済、電子マネー決済及びＱＲコード決済が可能であること。

　　　・ＰＯＳレジとの連動が可能であること。

　　　・「ＰＣＩ　ＤＳＳ」の現行基準に準拠しているクレジット情報非保持型の機種であること。

②ＰＯＳレジ機能

　　　・ＰＯＳレジ機能レジはセミセルフレジであること。（合計金額算出までの入力を職員が行い、確定した金額を市民自身が自動釣銭機で支払う。）

・売上情報を決済処理単位で収集及び記録し、各種集計やデータの蓄積機能を備えたＰＯＳシステムを有すること。

　　　・レシートプリンタ及び自動釣銭機と連動していること。

　　　・キャッシュレス決済端末と連動していること。

　　　・通信障害等のオフライン時であっても、レジ機能が使用できること。

　　　③自動釣銭機

　　　・現在発行されている日本円の紙幣及び貨幣の取扱いができること。

　　　（令和６年度に予定されている新紙幣についても対応すること。）

　　　・自動釣銭機入出金情報について、ディスプレイに支払額、投入金額、釣銭が表示されること。

　　　・機内の現金残高を自動集計できる機能を有し、ＰＯＳレジと現金残高情報を共有できること。

　　　④レシートプリンタ

　　　・決済完了後、手数料等の種類、合計金額及び決済手段のわかる明細（レシート）が発行できること。

　　　・現金、キャッシュレス決済に関わらずレシートの発行が可能であること。

　　　・レシートには、設置場所の名称、手数料等の名称を任意の文字列で表示できること。

６． 指定納付受託者業務

　　 　本業務の本件受注業者（以下「受注者」という。）は、地方自治法第２３１条の２の３第１項の規定による本市の指定納付受託者として、決済情報を取りまとめて市へ入金を行うこと。

　　　 納付方法は納入義務者に代わり立て替え払いをする「立替払方式」であること。

キャッシュレス決済による立替金については、本市と受注者の協議により締め日及び支払日を定めるものとする。

収納金と決済手数料支払いを分けて取扱いが可能なこと。

７.　保守料・サポート

　　　　機器の保守業務については別途契約とするが、見積書に保守料についての金額も提示すること。

不具合が発生した場合は、技術者の派遣等により即時対応すること。また、機器の修理等に時間を有する場合は代替機を用意し、窓口業務に支障がないようにすること。

８. 個人情報及び機密の取扱い

　　　　別紙「特定個人情報特記事項」について遵守しなければならない。

９.　その他

　　　　窓口職員へ操作方法の説明を行うこと。